

附則第 18 項による申請に必要な書類について

番号	書類の名称等	注意事項
1	教育職員免許状検定願	窓口で申請時に記入していただきます。
2	誓約書	
3	既に取得している免許状の原本と写し	既に何らかの教員免許状を所持している方のみ必要です。
4	保育士証の原本と写し	※児童福祉法改正前（～平成15年11月28日）の勤務年数を含めて3年以上4,320時間を満たす方は、保育士証以外に保育士となる資格を証明する書類（保育士（保母）資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士試験合格通知書等）が必要になります。
5	履歴書	
6	人物に関する証明書	現在または直近の所属長から証明を受けてください。（1申請につき1枚提出してください。）
7	実務に関する証明書	3年以上かつ4,320時間以上の勤務実績が必要です。
8	学力に関する証明書（新法のもの）	必ず学力に関する証明書（教員免許状申請用の書類）で取り寄せること ※成績証明書等では申請できません
9	卒業証明書	高校・短大・大学・高専のもの（専門学校・専攻科のものは不可） 一種免許状申請の場合は学士の学位が記載されているもの ※専門学校・専攻科を除いた、最終学歴の証明書が必要です。 ※卒業証書、学位記等の写しでは申請できません。
10	身体に関する証明書	病院の医師から証明を受けてください。
11	戸籍抄本等	申請書類一式の中に本籍地都道府県名又は氏名が異なる書類がある場合のみ必要です。 異動又は氏名の変更が確認できること 例：本籍地都道府県が複数回異動となっている場合など ※戸籍抄本の従前戸籍欄のみでは確認できない可能性があるため、戸籍謄本や改製原戸籍等が必要になることがあります。
12	返信用封筒	角型2号の封筒に530円分の切手を貼り、あて名を記載したもの。
13	手数料	手数料として1枚につき愛知県収入証紙5,200円分必要です。（県庁内で購入可。）

※各種証明書については、証明日から6ヶ月以内のものを御準備ください。